葛尾村の皆様へ

ひろがる和

平成24年2月15日発行
編集･発行 葛尾村総務課企画係

No.19

おにはそと！ふくはうち！

２月３日、葛尾幼稚園三春分園で節分の豆まきが行われました。

10名の園児は、素敵な春が来るように、そして、こころの中の「弱い自分」や「悪い自分」を追い払うように、「おにはそと！ふくはうち！」と、元気いっぱいに豆をまきました。園児達の大きな声に、いろんな鬼さんが逃げていきました。きらきらの福がきっと来ますね。

皆さまからのご意見・ご質問・記事・写真等をお待ちしております
(メール) hp@vill.katsurao.lg.jp　(電話) 0247-61-2850・0247-61-2860

葛尾村復興ビジョンが決まりました　葛尾村復興委員会

２月13日、福島県三春合同庁舎で開かれた「第4回葛尾村復興委員会」で、葛尾村復興ビジョンが決定され、末吉健治委員長と松本寿夫副委員長から村長に手渡されました。

今後は、皆さまから寄せられた住民アンケートや懇談会での意見などを反映しながら、今後開催される復興委員会で葛尾村復興計画の策定をしていく予定です。

【葛尾村復興ビジョンの概要】は次のとおりです。

基本理念

◎村民の将来にわたっての安心・安全を最優先する
◎避難している方への支援を続け、村民全員の帰還をめざす
◎村のさらなる発展をめざし、村民一体となった復興をめざす

７つの柱（主要施策）

① 避難生活の支援に関する施策

葛尾村では、全村民が仮設住宅等に避難しているが、国からは、帰還の時期について明確に示されていないため、長期の避難生活が予想されるところである。今までとは生活環境の異なる生活を強いられていることから、避難生活の精神的な負担が軽減されるよう支援する必要がある。また、広域避難している住民との絆を維持し、全村民一体となっての帰還を目指す。

② 葛尾村の復旧のための施策（除染等放射線対策）

葛尾村は、警戒区域・計画的避難区域に指定されていることから、住民の帰還が実現するまで、国が主体的に除染を実施することとされている。平成23年11月下旬より国のモデル事業が実施され、平成24年1月以降、国による除染計画が策定され、本格的な除染作業の実施が予定されている。現時点では、村民の安全性を確認するための判断基準が示されておらず、村民全員の安全・安心を守るため、早期の検討を国に求める。また、村内の定期的なモニタリングを行い、安心した暮らしが送れるように支援する。村全体の除染は、多くの時間がかかることが予想されることから、優先順位に基づいた集中的な除染を国に求め、全村民での帰還を目指す。

③ 葛尾村の復旧のための施策（インフラ整備）

村民が生活するうえでは、道路等のインフラ、ごみ処理等の生活基盤、教育・医療機関、治安体制等の整備が不可欠である。村での生活が可能となるよう、これらインフラ等の整備を図る必要がある。インフラ等の整備にあたっては、村民の雇用を確保することに努める。また、村全体の除染には、多くの時間がかかることが予想されることから、迅速な村民の帰還のために、優先順位に基づいた集中的な除染を国に求め、全村民一体となっての帰還を目指す。そのため、除染に時間がかかる区域の家屋については、より線量の低い区域への移転を検討する。

④ 葛尾村の復旧のための施策（災害対策）

東北地方太平洋沖地震及びそれに続く原子力発電所事故では、全村民の安全な避難が最大の課題であり、一般電話と携帯電話の通信手段が途絶えたなか、村内に整備したＩＰ電話により、村民との連絡手段を確保できた。村民の安全確保のため、交通基盤や情報通信手段の強化、代替手段の確保を行い、より災害に強い村づくりを目指す。また、今回の地震では、当初、他の市町村の避難住民の受け入れを行ったが、その後、当村も会津坂下町や三春町への避難を行うこととなり、相互間応援体制の整備の重要さが改めて認識された。今後も、災害時における他の市町村との連携の強化や、地域間での応援体制の強化を図る。さらに、今回の災害の記憶を風化させず、将来の災害に備えるためにも、災害の記録の整備に取り組む。

⑤ 葛尾村の復旧のための施策（子育てやコミュニティづくり）

村の維持のためには、村一体となったコミュニティを維持することが重要だが、さらに、将来の村の発展のためには、今の村民だけでなく、今後の子どもたちやその親が安心して生活できる環境を整備することが重要である。特に、安心して子育てができるような環境を整備するとともに、地域ぐるみでの子育てを支援する。

⑥ 葛尾村の復興・発展のための施策（人づくり・文化）

村の明るい未来をつくるには、まず将来の<かつらお>を担う、創造性と自主性に富んだ「人づくり」がかかせない。そのため、将来の葛尾村を担う、次世代の村民を育成するために、心身ともに健やかな教育環境の整備を図る。

⑦ 葛尾村の復興・発展のための施策（インフラ整備・強化、産業）

葛尾村の基幹産業は農林業であり、村の復興のためには、農林業の強化が不可欠である。そのため、国による農地及び森林の速やかな除染と農地の復元を強く求め、将来を見据えた強い農林業の復活を目指す。また、商業は住民の生活に、工業は雇用の面で深く関わっており、住民の帰還に向けても重要であることから、事業の再開を支援するとともに、強化する必要がある。

なお、復興ビジョン(全文)については、役場やホームページで入手できます。

放射線検査室より　　復興本部

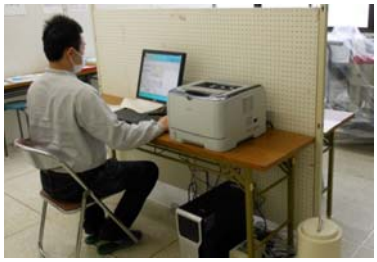

本村では、２月１日より葛尾村村民会館において放射能検査室を開設し、ご依頼を受けた放射性物質の簡易測定を進めています。

先日、当面は飲料水のみの検査となりますとお知らせしていたところですが、一世帯一検体の制限を無くし、食品の検査も実施することといたしました。

○検査対象：飲料水と食品

1　上記以外の持込みについてはご遠慮ください。

2　食料品は食べられる部分のみでの検査となりますので、自宅等で洗浄し、通常食べる部分だけをみじん切りにして(水分含む)、1.2kg程度をビニール袋に入れてお持込みください。

3　検査済みの検体は原則お持ち帰りいただきます。

※土日しか持込みできない方は貝山事務所で検体を預かることもできますのでお問合せください。

○**予約先　葛尾村放射能検査室　0240-29-2008**　【問】葛尾村復興本部 0247-61-2860

平成23年分確定申告相談の受付が始まります　　税務財政係

平成23年分（平成23年1月1日から平成23年12月31日までに生じた所得）の住民税の所得申告、所得税納税相談の受付が2月16日（木）から始まります。

申告は、平成24年1月1日現在、村内に住所のある人が、原則として平成24年3月15日までに平成23年中に得た所得等について申告して頂くことになります。

また、今回の申告で、東京電力の賠償金については、精神的損害（月10万円）に伴うものは非課税ですが、事業の減収、給与の減収等にかかる賠償金は課税対象となりますので、ご注意ください。※次ページの所得税法の取扱をご覧ください。

なお、東京電力からの賠償金支払い明細書及び農協等の支払明細書を、必ずご持参ください。

＜申告日程＞

地　区	指　定　日		時　間	会場	備　考
夏　湯	2月16日	(木)			
大　放	2月17日	(金)			
岩　角	2月20日	(月)			どうしても指定日に都合のつかない場合は、指定日以外の日でも受付いたしますが、割当行政区の方が優先となるため、**待ち時間が長くなる事が予想されます。**ご了承ください。
大　笹	2月21日	(火)			
野　川	2月23日	(木)		三春出張所 貝山事務所	
	2月24日	(金)			
上野川	2月27日	(月)	９：００～１２：００ １３：００～１６：００		
	2月28日	(火)			
上・下葛尾	3月 1日	(木)			
	3月 2日	(金)			
広谷地・野行	3月 5日	(月)			
	3月 6日	(火)			
落　合	3月 8日	(木)			
	3月 9日	(金)			
上記指定日に来場が困難な方	3月12日	(月)	９：００～１２：００ １３：００～１９：００		
	3月13日	(火)			
	3月14日	(水)			
最終日	3月15日	(木)	９：００～１２：００		※最終日は午前中のみ

東京電力㈱から支払を受ける賠償金の所得税法上の取扱いについて　(国税局・税務署)

東京電力㈱から、原子力発電所の事故により被害を受けられた個人の方が支払を受ける賠償金の所得税法上の取扱いについて、国税庁に対し事前照会があり、これに対して文書で回答しています。その概要は以下のとおりです。

1．心身の損害又は資産の損害に対する賠償金として非課税になるもの

以下の損害に対して支払を受ける賠償金

●避難生活等による精神的損害、●生命・身体的損害、●検査費用(人)、●放射線被曝、●避難・帰宅費用、●一時立入費用、●検査費用(物)のうち、家事用資産に係るもの

支払を受ける賠償金のうち、心身に加えられた損害に対して支払を受ける慰謝料その他の損害賠償金や、不法行為その他突発的な事故により資産に加えられた損害に対して支払を受ける損害賠償金は非課税になります。

心身の損害に基因して勤務又は業務に従事することができなかったことによる給与又は収益の補償として受けるものを含みます。

※非課税になるものについては、確定申告等の手続をする必要はありません。また、確定申告をする際にも、申告する所得に含める必要はありません。

2．事業所得等の収入金額になる賠償金

支払を受ける賠償金のうち、必要経費を補てんするためのものや営業損害のうち減収分（逸失利益）に対するもの、就労不能損害のうち給与等の減収分に対するものなどは、事業所得等の収入金額になります。

⑴ 以下の損害に対して支払を受ける賠償金（必要経費を補てんするためのものに該当）

●営業損害のうち、追加的費用に係るもの、●検査費用（物）のうち、業務用資産及び棚卸資産に係るもの

これらの賠償金は、必要経費を補てんするためのものに該当し、事業所得等の収入金額になります。ただし、これらの賠償金は、事業所得等の収入金額になったうえで、必要経費を収入金額から差し引き、残りが課税対象となります。

⑵ 営業損害のうち、減収分（逸失利益）に対して支払を受ける賠償金

避難指示等により業務に従事することができなかったことやいわゆる風評被害などによる減収分、又は出荷制限指示による棚卸資産等の損失などに対して支払を受ける賠償金は、事業所得等の収入金額になります。

これらの賠償金は、事業所得等の収入金額になった上で、減価償却費などの必要経費を控除した残額（所得）が課税の対象になります。

※これらの賠償金は、一般的には、賠償金の支払に関する東京電力㈱との合意等が成立した日の年分の事業所得等に係る収入金額として申告することになりますが、継続して、その補償対象期間に応じそれぞれの年分の事業所得等に係る収入金額とし、これに基づいて申告することとしても、差し支えありません。

⑶ 就労不能損害のうち、給与等の減収分に対して支払を受ける賠償金

就労不能損害のうち、給与等の減収分（逸失利益）に対して支払を受ける賠償金は、雇用主以外の者から支払を受けるものであることから、一時所得の収入金額になります。

なお、転居費用及び通勤費増加額に対して支払を受ける賠償金は、勤務場所の変更や転職などにより支出した費用の実費弁済として支払を受けるものですので、課税の対象にはなりません。

〔一時所得の計算方法〕

（収入金額 － 収入を得るために支出した金額） － 特別控除額（50 万円(注)） × 1/2

(注) 特別控除額については、収入金額から収入を得るために支出した金額を控除した残額が50万円に満たない場合は、その残額になります。

※この賠償金は、賠償金の支払に関する東京電力㈱との合意等が成立した日の年分の一時所得の収入金額になります。また、年末調整により所得税が精算されるため確定申告が必要でなかった給与所得者の方であっても、確定申告が必要になる場合があります。

○文書回答のくわしい内容は、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】にも掲載されております。
○宮城県及び福島県の両県の一部の地域については、申告・納付等の期限が延長されています。また、これら以外の地域の方についても、東日本大震災による災害等により申告・納付等ができない場合には、個別に所轄税務署長に申請して、期限の延長措置を受けることができます。
○ご不明な点がありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。

戸籍などの届出状況について　住民生活係

葛尾村の窓口に届出があったものを次のとおり掲載いたします。

【出生】

○松枝　勇真(ゆうま)くん　誕生日　平成24年１月17日　保護者：功季・捺貴　（落　合）

○篠木　渚(なぎさ)　ちゃん　誕生日　平成24年１月18日　保護者：祐一郎・ゆみ子　（下葛尾）

※この欄に載せてほしくない方は、届出の際に戸籍窓口に申し出ください。

医療費一部負担金の免除期間延長のお知らせ　健康福祉係

被災されている方の医療機関受診の際の一部負担金免除措置については、平成24年2月29日までとお知らせしていましたが、平成24年3月1日から1年間(平成25年2月28日まで)期間が延長されました。

なお、この制度は保険診療にかかる法定負担分(3割・1割など)の医療機関で被保険者が支払う一部負担金の免除措置であり、保険外診療分は通常どおり自己負担となります。

◆免除を受けることができる期間と対象者

対象者：東京電力福島原発事故による警戒区域等に住所を有するすべての方
(震災発生後、他市町村に転出した方を含む)

○期間：平成25年2月28日まで

葛尾村の国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入していて、震災発生後他市町村に転出し、そこで国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している方は、再度一部負担金免除証明書等の手続きが発生する可能性がありますので、現在お住まいの市町村に、ご確認ください。

◆免除証明書について

葛尾村の国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入されている方の免除証明書については
これまでどおり医療機関窓口で保険証のみ提示することで一部負担金の免除を受けることができます。(平成24年9月30日までは免除証明書は不要です。その後の対応ついては、詳細が決まり次第、あらためてお知らせします。)

◆入院時食事療養費及び入院時生活療養費にかかる自己負担分の免除について

入院時食事療養費及び入院時生活療養費にかかる自己負担分の免除は**平成24年2月29日で終了**となります。

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入の方で3月1日以降入院をされる場合は
葛尾村役場　三春出張所【貝山事務所】住民生活課までお問い合わせください。
標準負担額限度額認定証等の交付の手続きを行います。

◆社会保険等に加入されている方の一部負担金免除証明書について

全国健康保険協会にご加入の方は、有効期限に「平成24年2月29日まで」と記載されている免除証明書でも、引き続き使用することができます。

（注）その他の医療保険にご加入の方については、免除証明書の更新が必要になる場合がありますので、ご加入の医療保険の保険者へ直接お問い合わせください。

介護保険利用にかかる一部負担金等の免除期間延長のお知らせ　健康福祉係

被災されている方の介護保険利用にかかる利用料一部負担金免除措置については、平成24年2月29日までのサービス利用分となっておりましたが、平成24年3月1日から1年間(平成25年2月28日までのサービス利用分まで)期間が延長されました。

◆免除を受けることができる期間と対象者
○期間：平成２５年２月のサービス利用分まで
○対象者：葛尾村の被保険者　(震災発生後、他市町村に転出した方を含む)
　震災時葛尾村の被保険者で、その後他市町村に転出した方は、再度一部負担金免除証明書等の手続きが発生する可能性がありますので、現在お住まいの市町村に、ご確認ください。

◆免除証明書について
　葛尾村の被保険者の免除証明書についてはこれまでどおり被保険者証を提示することで一部負担金の免除を受けることができます。(免除証明書は今のところ不要ですが、その後の対応ついては、詳細が決まり次第、あらためてお知らせします。)

◆介護保険施設等利用に伴う食事・居住費の自己負担分の免除について
　介護保険施設等利用に伴う食事・居住費の自己負担分の免除は平成24年2月29日で終了となります。

　3月1日以降施設等を利用をされる場合は、「介護保険負担限度額認定証」等の交付の手続きを行いますので、葛尾村役場　三春出張所【貝山事務所】住民生活課（電話 0247-61-2850）までお問い合わせください。

高齢者肺炎球菌ワクチンを県外の医療機関で接種される方へのお知らせ　　健康福祉係

　県外の医療機関で接種される場合は、一旦接種費用を全額ご負担いただき、医療機関からの領収書を受け取っていただきます。
　接種後、下記の書類の提出をしていただき、申請後口座への入金となります。

○接種期間　平成24年3月31日まで
※ワクチンの在庫状況もあるため、接種する前に必ず医療機関に予約をお願いします。

○対象者　葛尾村に住所を有する方で、現在県外に避難されている65歳以上の方(H24.3.31現在)
※昭和22年4月1日以前にお生まれの方
　　※再接種の方は、前回の接種から5年以上経過している方が対象となります。

○助成費用　上限８，０００円

○接種回数　一人１回

○手続き　手続きは、葛尾村三春出張所貝山事務所窓口にお越しいただくか、郵送願います。
※郵便による手続　高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種償還払込請求書に必要事項を記入後、下記の必要な書類を同封し郵送してください。
＜申請に必要な書類＞
・領収書原本
・接種済証等、接種日が確認できるもの（問診票写し）
※医療機関領収書原本が、接種日・ワクチン名が確認できるものであれば接種済証等は必要なし
・高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種償還払込請求書
※葛尾村ホームページからダウンロードができます。郵送やファクスでの請求を希望される方は貝山事務所（電話０２４７－６１－２８５０）にご連絡ください。

【郵送先】〒963-7722 田村郡三春町大字貝山字井堀田287-1 葛尾村三春出張所貝山事務所 宛
※申請の手続期限　手続期限は平成24年3月31日（土）まで
※期限を過ぎた場合、助成対象外となりますので、ご注意ください。

【その他】・肺炎球菌ワクチンは、肺炎球菌による肺炎を防ぐワクチンです。
　　・このワクチンの免疫効果は、5年程度となっております。
　　・再接種については、副反応が強くでることから、必要性を慎重に考慮した上で、前回接種から十分な間隔を確保して行う必要があります。

親子ふれあい教室が開催されました　健康福祉係

２月３日に、中妻地区公民館にて親子ふれあい教室を開かれ、村保健師や、看護師が中心となって、室内での親子遊びや心理相談が行われました。

広いお部屋で新しいお友達とおもちゃやボールでたくさん遊んでから、節分にちなんで鬼のお面作りを行いました。

また、保健師とお母さん達は、悩み・心配なことについてお話しました。最近インフルエンザが流行っているので（感染症発生動向調査での感染者数は去年の２０倍！）対処法など情報交換ができました。豆まきは出来ませんでしたが、食生活改善推進委員の松本トキさんと松本ロクさんにのりまきを作っていただき、みんなでおいしくいただきました。

子ども達をおもいっきり遊ばせたい、なかなか子育てについて相談する人がいないと思っている方！お父さんもぜひご参加ください！

○次　回　３月２日（金）９時３０分～11時３０分
○場　所　三春町中妻地区公民館（中妻分館前仮設住宅となり）
○持ち物　水分補給の飲み物
○参加費　無料※参加される方は貝山事務所まで事前申込みをお願いします。(担当 保健師 林)

薪を燃焼使用した際の取扱いについて　住民生活係

○県内において薪ストーブを使用した際に発生する灰から指定廃棄物※1の基準値を上回る43,780 Bq/kgの放射性セシウムが検出されました。
○指定廃棄物の基準値である8,000Bq/kgは、埋立作業に従事する作業者の安全基準※2として示されたものであり、薪ストーブ等の使用者を対象としたものではありません。
○薪を燃やした後の灰には最大で薪の182倍の放射性セシウムを含む試験結果が報告されており、灰の取扱いには、十分に注意してください。
○現在、市販される薪の基準値については、40Bq/kg以下の値が設定されております。
※１　放射性物質により汚染された廃棄物のうち、8,000Bq/kgを超える廃棄物のこと。
※２　作業者の安全基準8,000Bq/kgは１日８時間・年間２５０日の労働時間のうち半分の時間を廃棄物のそばで作業する場合の年間被ばく量１mSv以内とした安全基準値である。

【注意事項】（避難先で薪を利用する場合等）
1　薪ストーブ等の掃除にあたっては、灰を吸い込まないようマスクをするとともに、ゴム手袋を着用してください。
2　薪を燃やした後に発生した灰については、庭や畑にまいたりせず、お住まいの市町村のごみの分別区分に従って処理してください。
3　灰が収集されるまでの間、周囲への飛散や雨などによる流出を防止するため、ビニール袋等に入れ、家の裏等人の近寄らない場所に保管してください。
4　排煙による被ばくについては煙に含まれる放射性セシウム濃度が低いため影響はありません。

注）木炭の灰についても同様です。

仮設住宅へお住まいの方へ「ゴミの出し方について」　住民生活係

一部の仮設住宅内ごみステーションにおいて、「分別されていないごみ」や「指定日以外のごみ」が出されているケースが目立っています。

入居説明会で配布された「家庭ゴミの分け方・出し方(三春町版)」等をご確認いただき、適切なごみ出し・管理をされますようお願いします。

●ごみを出すときは、決められた分別方法に分別し、指定されたごみ袋に入れて出しましょう。
●ごみ収集カレンダーで収集日を確認し、決められた収集日の朝に出しましょう。
●ごみの分別が指定されたとおりに出されていない場合は、自治会又は使用している人等で協力しごみを分別しましょう。

地域振興課・農業委員会より　電話 0247-61-2850

農業委員会活動報告　農業委員会

農業委員会では、原発事故による避難後も総会を３回、協議会を５回開催し、様々な協議を重ねて参りました。
今後も、法令業務はもとより、葛尾村農業の復旧・復興を目指し活動して参ります。

平成23年第１回協議会
・平成23年４月14日　午後１時30分～
・内容　１）東北地方太平洋沖地震災害経過について
　　２）農地・畜産について

平成23年第２回協議会
・平成23年５月20日　午後１時30分～
・内容　１）東北地方太平洋沖地震災害経過について
　　２）農業委員選挙と任期について
　　３）農政・畜産について

(写真：三春秋まつりの様子)

平成23年第２回総会
・平成23年６月20日　午後１時30分～
・内容　１）農地法第3条の規定による許可申請について
　　２）農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について
　　３）農業委員の任期の延長について
　　４）第56回福島県下農業委員大会議案について
　　５）今後の農業委員会活動について

平成23年第３回協議会
・平成23年８月22日　午後１時30分～
・内容　１）東北地方太平洋沖地震災害経過について
　　２）第56回福島県下農業委員大会の提出議案の検討について
　　３）平成23年度新「1･1･1運動」の推進について

平成23年第４回協議会
・平成23年９月21日　午後１時30分～
・内容　１）東北地方太平洋沖地震災害経過について
　　２）第56回福島県下農業委員大会の提出議案について
　　３）平成23年度新「1･1･1運動」について

(写真：飯舘村視察の様子)

平成23年第５回協議会
・平成23年10月24日　午前９時～
・内容　１）葛尾村内農地の現地調査
　　２）除染実証地区の現地視察（飯舘村）

平成23年第３回総会
・平成23年11月21日　午後１時30分～
・内容　１）農地法第3条の規定による許可申請について
　　２）東北地方太平洋沖地震災害経過について
　　３）放射線と農業に関する講習会について

平成24年第１回総会
・平成24年１月24日　午後３時～
・内容　１）平成24年度農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の審査について
　　２）平成24年度標準農作業労働賃金及び賃貸料について
※標準農作業労働賃金及び賃貸料については前年度を据え置くこととしました。

教育委員会・公民館より　電話 0247-61-2860

趣味の教室へぜひご参加ください　公民館

公民館では趣味の教室を次のとおり開催し、一緒に楽しむ仲間を募集しております。
初心者大歓迎です！皆さんの参加をお待ちしております。

教室名	開講日	時間	場所
大正琴教室	２月19日（日） ３月４日（日） ３月18日（日）	１０時～１４時	葛尾村社会福祉協議会 三春事務所 小研修室 （中郷東団地そば）
民謡教室 舞踊教室	３月11日（日）		
パッチワーク教室	毎週水曜日	9時～11時30分	貝山仮設集会所

第16回村民インディアカ大会参加チーム募集！！　公民館

☆日　　時　**平成２４年３月４日（日）**　午前８時３０分開会
☆場　　所　三春町立桜中学校体育館
☆参 加 資 格　高校生以上の葛尾村民または在勤者でスポーツ傷害保険加入者
☆チーム編成　登録選手６名中、１人は主将とする。（男子２名・女子２名・補欠男女各１名、ただし男子１名・女子３名でも可）
☆申 込 締 切　**２月２４日（金）まで**公民館へお申し込みください。
☆抽　選　会　２月２８日（火）午後７時　葛尾村三春出張所（三春の里事務所）

社会福祉協議会・包括支援センター より　電話 0247-62-8687

福島県弁護士会による相談会の開催日変更について

ひろがる和No.18（平成24年2月1日発行）で広報しました相談会の日程について変更がありました。変更後の日程は次のとおりです。
○２月２７日(月）午前10時から12時まで　斉藤里内仮設集会所
(※28日からの変更です)

カラオケ部からのお知らせ　老人クラブ連合会

寒い日が続きますが皆様いかがお過ごしでしょうか？
さて、昨年12月から活動が再開しておりますが、３月以降も今までと同様に活動をいたします。
老人クラブ会員、非会員を問いませんので皆様お誘い合わせのうえご参加ください。元気に楽しく歌って、すっきりしましょう。
○練習日時：毎週土曜日　午前９時から午後３時頃まで
○場　　所：葛尾村サポートセンター(葛尾村社協)内 ホール

お 知 ら せ ・ 村 の 話 題　電話 0247-61-2860

葛尾村役場の看板をいただきました

松本操さん(野川)より「葛尾村役場」の看板を寄贈いただきました。三春の里事務所の入り口に飾られた看板は役場を訪れる方をあたたかく出迎えています。村長は、「操さんの村を思う強い気持ちが感じられる看板で、非常に有難く大切にしたい」と話しています。

婦人学級が開催されました　公民館

１月31日に、貝山集会所において葛尾村公民館の婦人学級が行われました。松本良子さん（落合）を講師に迎え、千代紙等を使って雛飾りを作りました。教室生は、久しぶりに折り紙をしたと童心に返りながら、楽しく指先を動かしていました。
きれいにできあがった雛飾りは各集会所に飾られていますので、皆さんご覧ください。

新春バレーボール大会が開かれました　公民館

第36回となる毎年恒例の新春バレーボール大会が、１月29日に三春町の桜中学校体育館において行われました。

避難先の県内外から多くの村民が集まり、中学生以上でつくる男女各５チームが出場し、リンクトーナメントで順位を競いました。参加者は避難生活でのストレスや運動不足を解消しようと、和気あいあいとプレーしていました。

【大会の結果】

☆男子
- １位　Ｆｒｉｅｎｄｓ
- ２位　ヤングロートルズ
- ３位　葛尾剣友会
- ４位　３４５会
- ５位　役場バレーボール

☆女子
- １位　スマイルラッキーズ
- ２位　ミッキーズ
- ３位　オチャメＩ
- ４位　まつもとファミリー
- ５位　居酒屋　政

Ｆｒｉｅｎｄｓ

ヤングロートルズ

スマイルラッキーズ

ミッキーズ

ひな人形とたくさんの教材ををいただきました　葛尾幼稚園

宮崎県の佐々木孝子様より、手作りのひな人形をいただきました。一体一体のとても優しい表情、しぐさ、かわいらしい衣装に心がとてもいやされます。

東京都のNPO幼い難民を考える会様より、子供向け教材セットをいただきました。子どもたちは、手作りの人形や手縫いで綿入りのボール、絵本など安心して遊べるたくさんの教材で、元気いっぱいに遊んでいます。

多くの方のご支援に、心から感謝を申し上げます。

みんなで落語を楽しみました

1月19日、「福島に笑顔ひろげ隊」が中郷仮設団地にやってきて、団地の皆さんが柳家我太楼さんの落語を楽しみました。この催しでは、政府の施策や制度を落語に交えておもしろく解説されました。

中郷仮設集会所に集まった23人の方は、「とてもおもしろく、分かりやすかった。」と話しています。

冬の柳津を満喫しました

２月４日、５日と開催された「会津やないづ冬まつり」に葛尾村から86人が参加し、冬の会津を満喫しました。

初日はあいにくの大雪でしたが、子どもたちは懐かしい柳津の友達と一緒に、真っ白になりながら巨大な雪像で遊び、花火を楽しみました。各旅館では避難中にお世話になった方との再会を喜び、２日間楽しい時を過ごしました。

閉会式では葛尾村長が「避難中は大変お世話になりました。柳津のみなさんのあたたかいおもてなしに感謝いたします。今後も友好を深めたい。」と挨拶し、最後は全員で万歳三唱を行い、充実した２日間を締めくくりました。

平成23年度三春町町民大学講演会のお知らせ　三春町

三春町町民大学の講演会が次のとおり開催されます。

「震災と文化～東日本大震災後の地域づくりを考える～」と題して赤坂憲雄学習院大学教授（福島県立博物館長・遠野文化研究センター所長）による講演が行われます。

お誘い合わせのうえぜひお越しください。

○日　時　３月10日(土)　午後１時開場　午後１時30分開演
○会　場　三春交流館「まほらホール」※入場無料、全席自由です。

【問】三春町交流館まほら 0247-62-3837

シベリア強制抑留者の皆さまへ　(独)平和祈念事業特別基金

○シベリア強制抑留者の皆さまへ特別給付金を支給しています。
○請求の受付は、**平成24年3月31日(消印有効)まで**となっております。
○平成22年6月16日にご存命で日本国籍を有する方(同日以降に亡くなられた方は相続人)が対象です
○まだ請求されていない方は、平和祈念事業特別基金までご連絡ください。
○お問い合わせは 0570-059-204(ナビダイヤル)　※IP電話、PHSは 03-5860-2748まで
平日は9:00から18:00まで受け付けています。土日祝は休みですが3月31日は受け付けます。

国家公務員採用試験のお知らせ　人事院東北事務局

人事院では、次のとおり国家公務員採用試験を実施します。

試験名	受付期間（郵送の場合は、受付最終日の消印有効）	第１次試験
総合職試験 (院卒・大卒程度)	4月 2日（月）～4月 9日（月）【インターネット】 4月 2日（月）～4月 3日（火）【郵便・持参】	4月29日(日)
一般職試験 (院卒・大卒程度)	4月10日（火）～4月19日（木）【インターネット】 4月 2日（月）～4月 3日（火）【郵便・持参】	6月17日(日)
一般職試験 (高卒程度)	6月26日（火）～7月 5日（木）【インターネット】 7月 2日（月）～7月10日（火）【郵便・持参】	9月 9日(日)

※申込方法や受験資格等の詳細については、人事院ホームページ又は下記で確認ください。

【問】人事院東北事務局第二課試験係　電話　022-221-2022
ホームページ　http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm

仮設住宅団地の放射線量　　災害対策本部

簡易測定器により測定 平成24年2月7日 8:30～11:02

団　地　名		測定高さ・線量(単位:ﾏｲｸﾛｼｰﾍﾞﾙﾄ毎時)	
		地上１㎝	地上１ｍ
貝　山　団　地	かいやま	0.11	0.11
旧中郷小学校団地	なかさと	0.13	0.13
狐　田　団　地	きつねだ	0.18	0.19
中妻分館前団地	なかつま	0.24	0.23
過　足　団　地	よぎあし	0.24	0.25
斉藤里内団地	さとうち	0.14	0.13
斉藤場上田団地	ばじょうでん	0.25	0.24
鷹巣瀬山団地	たかのす	0.23	0.23
西方浮貝団地	うきがい	0.13	0.13

葛尾村内の放射線量（空間）は次ページをご覧ください。

葛尾村の避難状況について　　災害対策本部

平成24年2月8日現在の葛尾村民の避難状況はつぎのとおりです。

県内避難者	仮設住宅	863　人
	借上住宅	489　人
	親類宅等	77　人
	計	1,429　人
県外避難者		103　人
計		1,532　人

平成23年度放射線モニタリング測定値(葛尾村) No.23

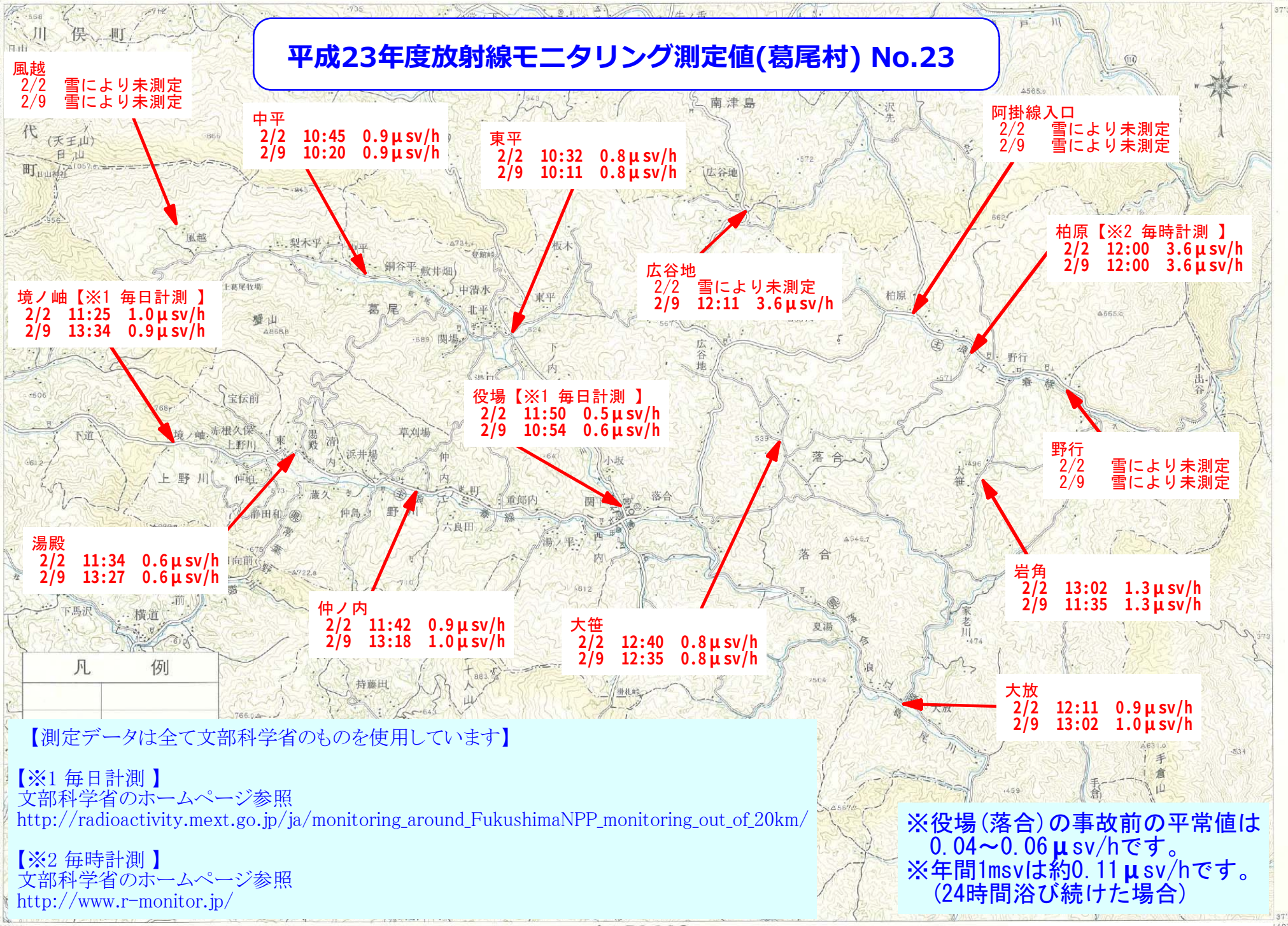

【測定データは全て文部科学省のものを使用しています】

【※1 毎日計測 】
文部科学省のホームページ参照
http://radioactivity.mext.go.jp/ja/monitoring_around_FukushimaNPP_monitoring_out_of_20km/

【※2 毎時計測 】
文部科学省のホームページ参照
http://www.r-monitor.jp/

※役場（落合）の事故前の平常値は
0.04～0.06μsv/hです。
※年間1msvは約0.11μsv/hです。
（24時間浴び続けた場合）

各 種 問 い 合 わ せ 先

○葛尾村三春出張所

貝山事務所（貝山多目的運動公園管理棟）
［住民生活課(災害対策本部)・地域振興課・税務財政係・出納室・農業委員会］
〒963-7719　福島県田村郡三春町大字貝山字井堀田287-1
TEL　**0247-61-2850**（代表）　FAX　0247-62-0282

三春の里事務所（さくら湖自然観察ステーション）
［復興本部・総務課(税務財政係を除く)・議会事務局・教育委員会・公民館］
〒963-7722　福島県田村郡三春町大字西方字石畑270-1
TEL　**0247-61-2860**（代表）　FAX　0247-62-3966

公式ホームページ　http://www.katsurao.org/
メールマガジン登録　http://katsurao.inf-gov02.jp/regist.html
広報担当電子メール　hp@vill.katsurao.lg.jp

葛尾村ホームページ
(携帯用)はこちら→

葛尾村メールマガジン
の登録はこちら　→

○葛尾村社会福祉協議会三春事務所
〒963-7713 三春町大字柴原字柴原80-1　（中郷団地そば）
TEL　**0247-62-8687**　FAX　0247-61-1022

○葛尾幼稚園三春分園
〒963-7722 三春町大字西方字石畑358　TEL　0247-62-8182

○葛尾村放射能検査室(葛尾村村民会館調理室) TEL　0240-29-2008

○ふたば農業協同組合　TEL　024-554-3095　FAX　024-554-3097

○東北電力コールセンター　TEL　0120-175-655（通話料無料）

○ＮＴＴ東日本　TEL　１１６

○原子力損害賠償支援機構福島事務所　TEL 0120-330-540（通話料無料）

○福島県弁護士会 原発事故 被害者救済支援センター TEL 024-533-7770

皆さまからのご意見・ご質問・記事・写真等をお待ちしております
(メール) hp@vill.katsurao.lg.jp　(電話) 0247-61-2850・0247-61-2860